
令和2年度
新任民生委員児童委員実務研修会

令和2年10月 9日（金）14：00～15：30

令和2年10月 9日（金）19：00～20：30

令和2年10月10日（土）14：00～15：30

金沢歌劇座

 金沢市民生委員児童委員協議会

 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

令和2年度新任民生委員児童委員実務研修会

1. 趣 旨 民生委員児童委員が、経験年数に応じて期待される役割を理解し、必要な知識や技術を身につけ、地域福祉の要として活動できるよう資質向上を図ります。

2. 日程

時 間	内 容
14:00～ (30分)	(1) 講義「福祉問題の把握」 講師：地域包括支援センターひろおか センター長 竹林 佑 氏
14:30～ (30分)	(2) 講義「災害時要援護者の把握と支援の方法」 講師：金沢市福祉局地域長寿課長寿福祉係 係長 橋本 行基 氏
15:00～ (20分)	(3) 令和元年度新任研修アンケートの質問・意見に対する回答 ～先輩委員の体験談・具体的な活動例・新任委員へのアドバイス等～ 発表：金沢市民生委員児童委員協議会理事 犀川地区民生委員児童委員協議会会長 稲葉 幸子 氏
15:20～ (10分)	(4) 質疑応答
15:30	閉会

1 福祉問題の把握

①児童・高齢者・障害者虐待の発見方法

②見守り・声かけ活動の方法

①児童・高齢者・障害者虐待の 発見の方法

虐待とは・・・

繰り返しあるいは習慣的に暴力をふるったり、冷酷、冷淡な接し方をすることである

※日本の福祉は「児童」、「高齢者」、「障害者」の三者を中心に発展

⇒ **基本的人権の侵害**

虐待防止法

	児童 虐待防止法	高齢者 虐待防止法	障害者 虐待防止法
成立年	2000年	2005年	2011年
虐待の種類	経済的虐待以外の 4種類	身体的 心理的、性的、経済的 介護・世話の放棄、放任	
虐待行為の主体	保護者	養護者 施設従事者	養護者 施設従事者 使用者

虐待防止法

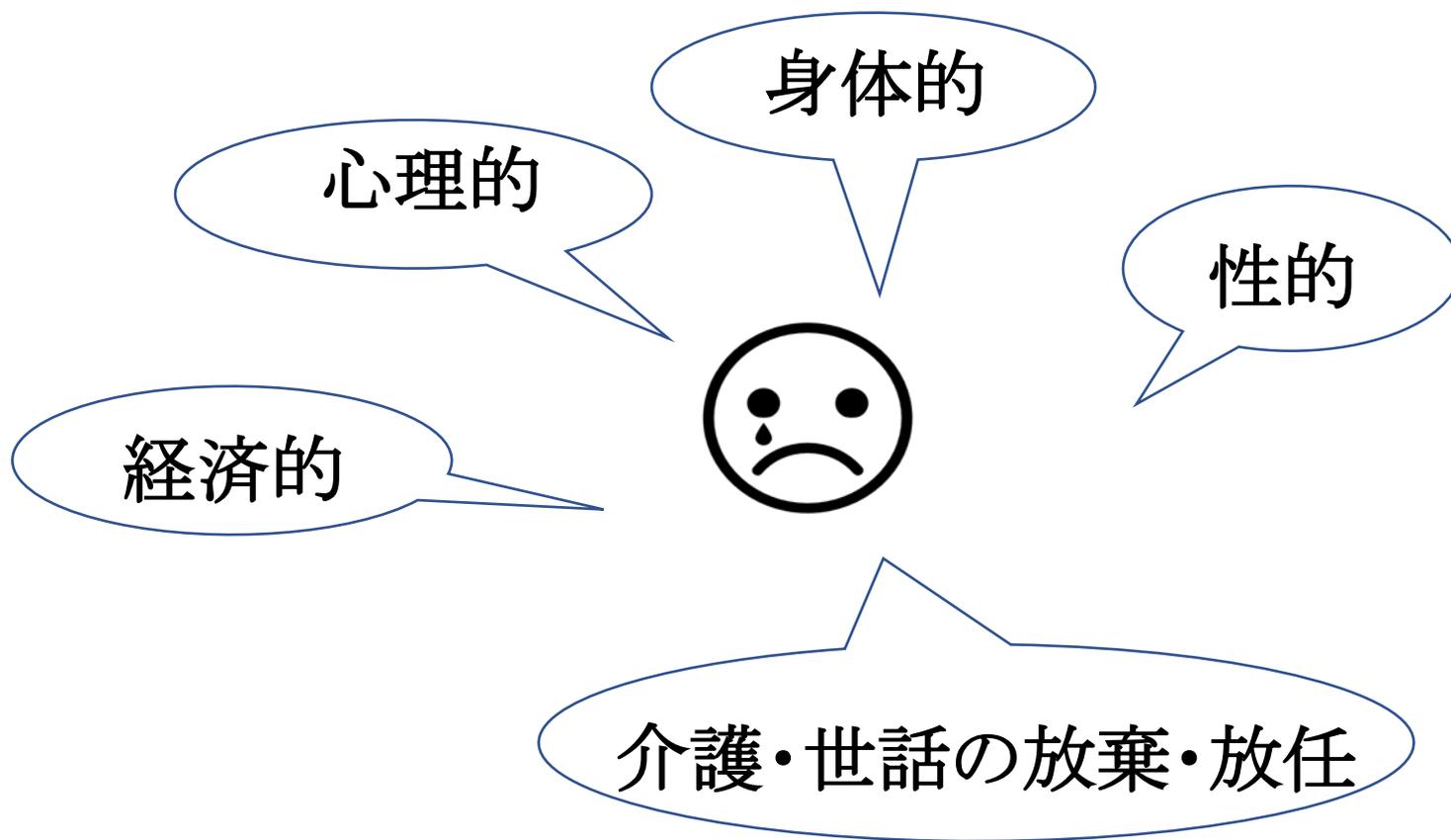
	児童 虐待防止法	高齢者 虐待防止法	障害者 虐待防止法
早期発見	関係者は早期発見に努めなければならない		
通報義務	市町村の福祉事務所や都道府県の児童相談所への通報義務	生命又は身体的に重大な危険が生じる場合、市町村へ通報義務	市町村への通報義務(使用者による虐待では市町村又は都道府県)
通報を受けた市町村の対応	児童相談所へ送致するか判断 一時的保護すべきなら都道府県知事又は児童相談所所長へ通知	生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる時は一時的保護	施設従事者と使用者による虐待では通報を受けた市町村は都道府県へ報告、使用者による虐待では都道府県から都道府県労働局へ通知

高齢者虐待の定義と分類

第二条(定義)

- この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者を言う
- この法律において「養護者」とは高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者以外の者を言う
- この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を言う

虐待の区分とその内容、具体例



身体的虐待

- ◆ 暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制するなど

心理的虐待

- ◆脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与える行為
- 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 侮辱を込めて、子供のように扱う
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

性的虐待

- ◆ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

経済的虐待

- ◆ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

介護・世話の放棄・放任

- ◆意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族もしくは養介護施設従事者等が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている行為
- 入浴させておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れているままにする
- 水分や食事を十分に与えず、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にあったりする
- 室内にゴミを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる
- 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない

虐待のサイン

あれ？



おかしいな・・・？

いつもと感じが違う

ちょっと気になるな。

もしかして！



早期発見、適切な介入

身体的虐待のサイン

- 身体に小さなキズが頻繁に見られる
- 太ももや上腕部の内側に、背中にキズやみみずばれがある
- 急におびえたり、恐ろしがったりする
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがやある
- キズやアザの説明のつじつまが合わない
- 医師や保健、福祉担当者に話すことや援助を受けけることに躊躇する

心理的虐待のサイン

- かきむしり、噛み付き、ゆすり等が見られる
- 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える
- 身体を委縮させる
- おびえる、わめく、なく、叫ぶ等の症状が見られる
- 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為が見られる
- 無力感、あきらめ、投げやりになる
- 体重が不自然にふえたり、減ったりする

性的虐待のサイン

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血やキズがみられる
- 生殖器の痛みや、かゆみを訴える
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする
- 人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けすることに躊躇する
- 睡眠障害がある
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる

経済的虐待のサイン

- 年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える
- 自由に使えるお金がないと訴える
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがる
- お金があるのにサービス利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

介護・世話の放棄・放任のサイン

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また、異臭を放っている
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
- 汚れたままの下着を身につけるようになってきている
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
- 栄養失調の状態にある
- 疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

養護者の態度にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
- 高齢者の世話や介護に拒否的な発言がしばしばみられる
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる

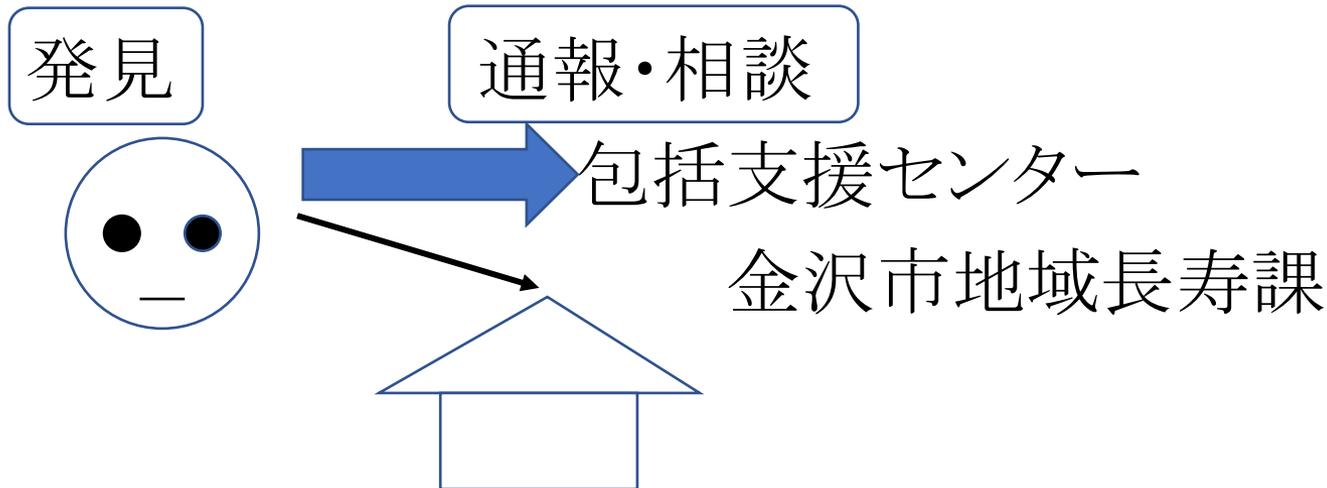
地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置状態(草が生い茂る、ごみが捨てられている)
- 郵便受けや玄関先が、新聞や郵便物等で一杯
- 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
- 高齢者が道路で座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

虐待では？と思ったら・・・

まずは・・・

担当地区の包括支援センターに通報・相談
一人問題を抱え込まない！



見守り・声掛け活動の方法

【声掛け】

- 本人の話を傾聴し、無理に聞き出さない
- 必要に応じて訪問、声掛けをする
- 地域からの情報もインプット
- 独居者の場合、特に緊急時の連絡先、安否確認の方法を関係者(包括)と情報共有しておくと良い

見守り・声掛け活動の方法

【見守り】

普段の生活状況を見守り、本人、家族、近所等から相談や気になることがあれば



担当の
地域包括支援センターに連絡

見守り訪問時のポイント

【訪問時における観察】

- 顔色、表情



- 身体状況(歩行状態、痛みの有無、体の動き等)
- 身なり(季節に応じた服装、汚染や臭いの有無等)
- 会話(話の理解度、難聴の有無、受け入れ状態等)
- 室内からの異臭の有無、整理整頓状態等

見守り訪問時のポイント

新型コロナウイルスのため、地域住民の方の中には
訪問に対して抵抗がある方も。。



そんな世の中でも

**普段の生活状況の見守りや、気づきによって
変化の早期発見・早期対応が可能に**



少しでも気になることがあれば

担当の地域包括支援センターへ

見守り訪問時のポイント

【家の外からの観察】

• 郵便物、新聞がたまっていないか



• 夜間、電気がついているか

• 洗濯物が夜間も出したままになっていないか



• 庭の手入れ状態



• 訪問者の有無(家族、知人、宗教関係者等)

見守り訪問時のポイント

場合によって

時間帯を替えて訪問すること
も必要。

かといって

夜に家の周りをウロウロしては不審者に
間違われる可能性がありますのでご注意
ください。

見守り訪問時のポイント

【地域からの観察】

- 普段からの近所付き合いの状況



- 町会行事や老人会、地域サロン等への参加状況



- 介護サービスや配食等の利用状況、車の行き来があるか



虐待事例の紹介

【心理的・介護放棄】

被虐待者の状況

・82歳 女性

・55歳の娘と2人暮らし

65歳未満の娘と住んでいるため
見守りの台帳対象外

虐待事例の紹介

【心理的・介護放棄】

被虐待者の状況

- 身体状況
歩行自立、膝の痛みあり
- 介護保険
未申請
- 既往、現病歴
心肥大、膝関節症、認知症

虐待事例の紹介

【心理的・介護放棄】

虐待者の状況

- 55歳 娘
- 未就労
- 気分の起伏が激しい
- 2年前から同居

虐待発見までの経過

民生委員さんから、包括に連絡

相談内容

地域サロンにしばらく来ていたが
そのうち、来なくなった。

様子を見に自宅へ行ったところ
玄関の戸が閉まっていたり、中から
テレビの音はしているが、誰も出て
来ない。

虐待発見までの経過

民生委員さんから、包括に連絡

相談内容

電話をすると次女が出て
「本人の物忘れがひどくなり困って
いる、夜も眠れない。」と、自分の事
ばかり話していた。

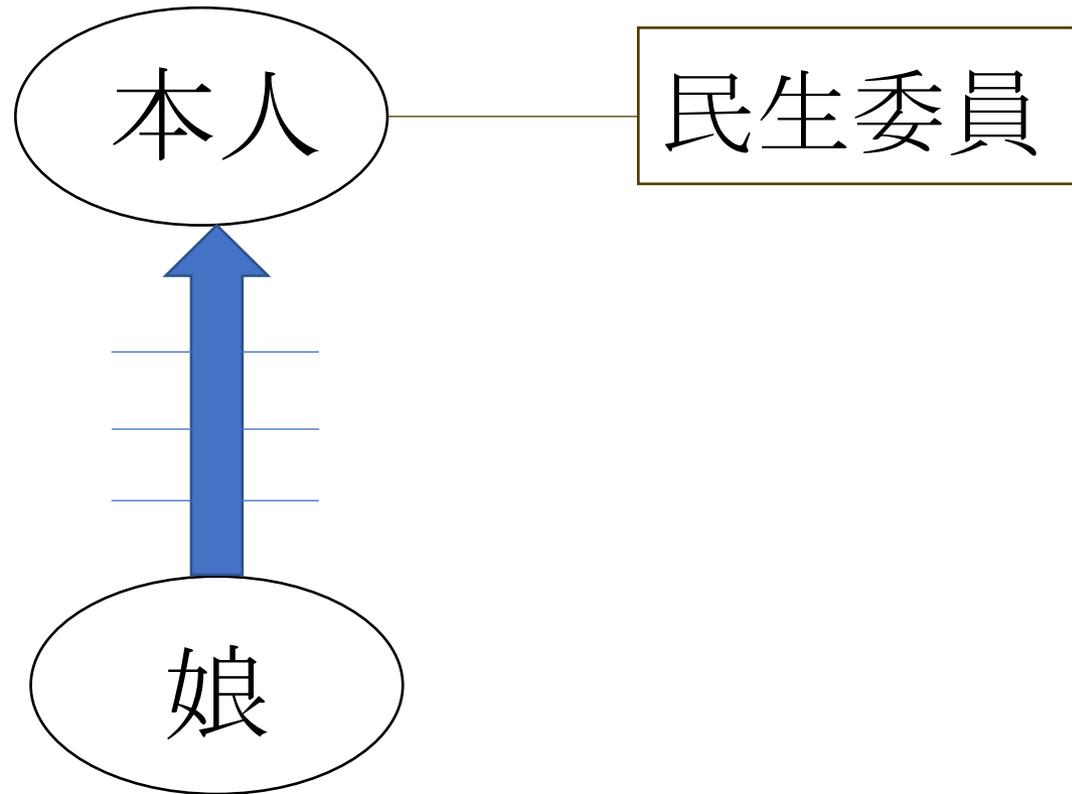


本人の様子が分からないため包括が訪問

虐待発見までの経過

- 膝の痛みや息切れが見られ、物忘れも見られるため、包括職員から次女に本人の受診を勧めたが、「自分の体調が悪い」との一点ばかりで一向に受診せず。
- 次女以外の家族の連絡先を本人、次女に聞いても、話そうとしない。

虐待発見時



虐待を発見しての対応

民生委員に近所で家族の連絡先が分かる人はいないか、尋ねたところ
民生委員より、近所の方が長男の
連絡先を知っていると情報を頂き
長男に連絡できた。



長男が対応してくれたことで受診、
介護申請、介護サービス利用につな
がった。

虐待を発見しての対応

55歳の娘と2人暮らし

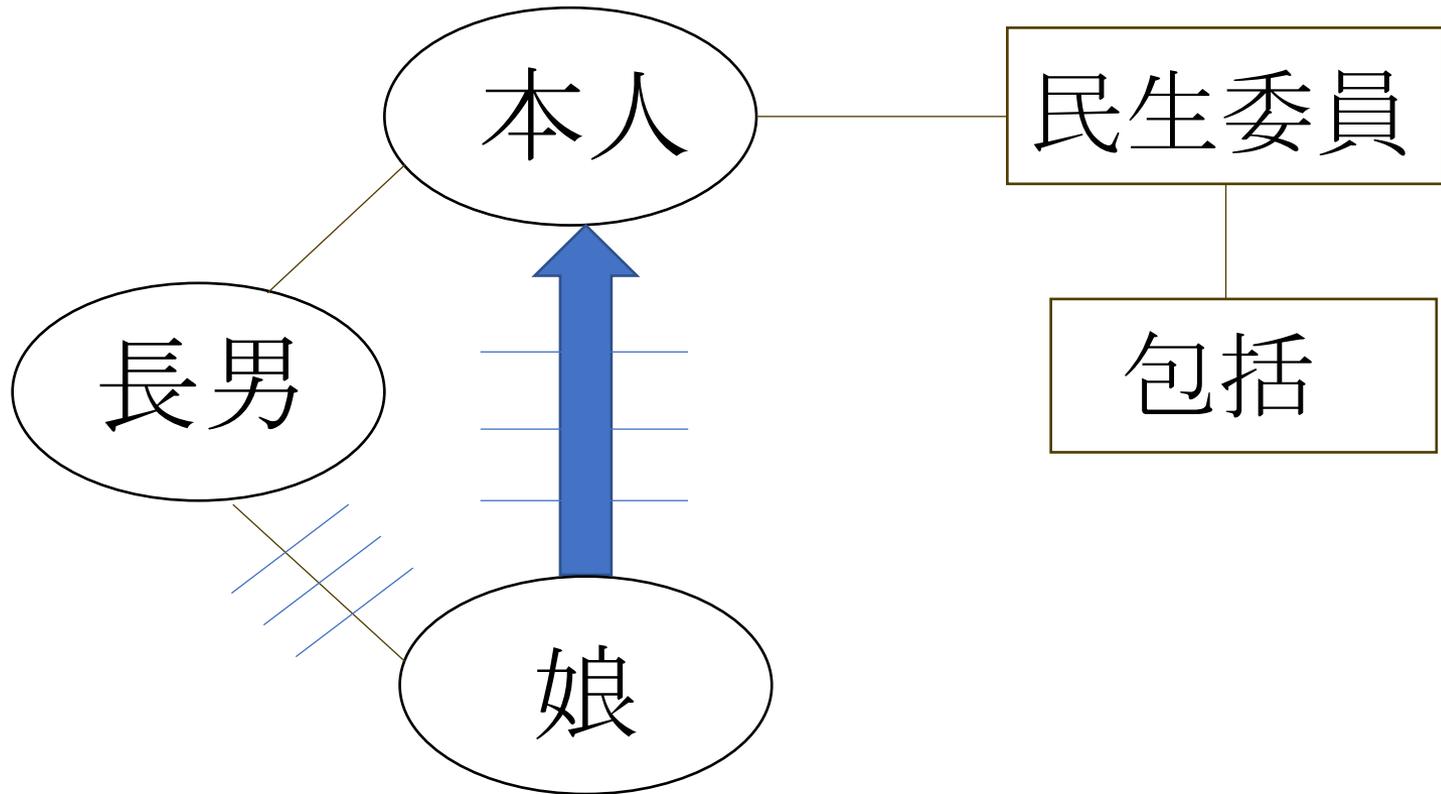


長男の連絡先は台帳の対象外
包括に情報は無し



民生委員が近所の方に聞いて下さる

虐待発見後



今回の虐待事例

民生委員が日頃、気になっている
高齢者に声かけ、見守り



虐待の早期発見

につながった。

今回の虐待事例を通して

**地域のつながり
地域の力が重要**



ご静聴ありがとうございました





災害時要援護者の把握と支援の方法

令和2年10月10日
金沢市福祉局地域長寿課



被災地から明らかになった課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による広域で甚大な被害
⇒犠牲者の中には、民生委員も含まれる
- 災害時の支援活動には、平常時から近隣住民が相互に協力し合う体制を構築していくことが不可欠



被災地から明らかになった課題

- ① 平常時の取組こそが重要 <平常時>
- ② 自分自身と家族の安全確保が最優先
<発災時>
- ③ 支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにつなぐ <発災時>



災害対策基本法の改正

災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)により、高齢者や障害者で、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿
(避難行動要支援者名簿)の作成を義務化

令和元年6月現在で、全国1,740市町村のうち98.9%(1,720市町村)で作成済



名簿の登載事項

- ・住所 ・氏名 ・町会名 ・性別 ・生年月日 ・電話番号
- ・FAX番号
- ・避難支援等を必要とする理由（* 高齢者 * 介護 * 障害 * その他）

金沢市避難行動要支援者名簿

小学校区	住所	氏名	町会名	性別	生年月日	電話番号	FAX番号	避難支援等を必要な理由				備考
								高齢者	介護	障害	その他	
	金沢市広坂1-1-1	長寿 一郎	広坂会	男	S5.1.1	220-2288	260-7192	※	※			
	金沢市広坂2-1-1 広坂マンション101号	広坂 花子	坂友会	女	S20.11.15	220-2289			※			



避難行動要支援者名簿とは

(1) 避難行動要支援者（各市町村において基準を策定）

<高齢者>

- ・75歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯

<要介護認定者>

- ・介護保険における要介護3以上の認定を受けている方

<障害のある方>

- ・身体障害者手帳の交付を受けており、
上肢・体幹・視覚・聴覚の障害の程度が1級又は2級の方
下肢の障害の程度が1級～3級の方
- ・療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方

<その他>

- ・上記のほか、避難支援が必要な方（市へ申請が必要です）



避難行動要支援者名簿とは

(2) 名簿情報の収集・共有

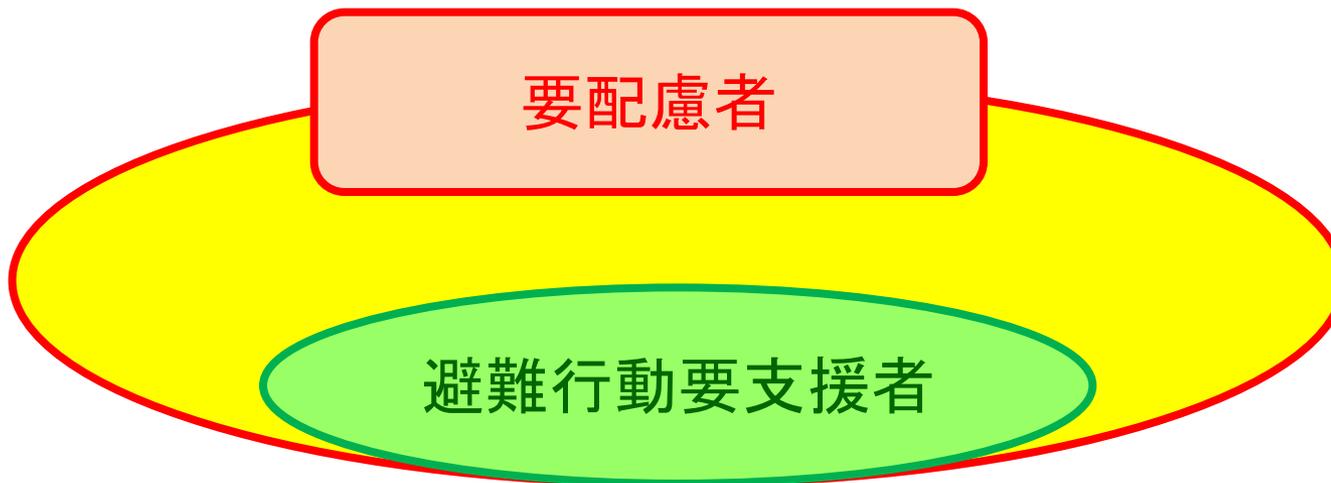
- ① 関係機関共有方式
 - ・対象者から同意を得ずに、平常時から市町村が保有する情報を自主防災組織、民生委員などの間で共有
- ② 手上げ方式
 - ・登録制度を広報・周知した後、自ら登録を希望した者の情報を収集
- ③ 同意方式 ⇒ **金沢市で採用**
 - ・市町村、自主防災組織、福祉関係者等が対象者へ直接働きかけ、必要な情報を収集



避難行動要支援者名簿とは

(3) 要配慮者

- ・高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、慢性疾患等がある方、外国人など配慮を要する方



※要配慮者に含まれないものの、民生委員として見守りや訪問活動を行っている人を「災害時要援護者」と表現
(全国民生委員児童委員協議会)



避難行動要支援者名簿とは

(4) 名簿の提供先(避難支援等関係者)

- ・自主防災組織
 - ・民生委員
 - ・地区社会福祉協議会
 - ・消防分団
-
- 平常時は、公開同意者の名簿のみを提供

 - 災害発生時には災害に備え、本人の同意の有無にかかわらず、名簿を提供 (ただし早期に回収)



避難行動要支援者名簿とは

(5) 平常時の見守り活動

① 見守りや訪問を通じた状況の把握

- ・特に支援の必要性が高い方
- ・施設入所や長期入院などの生活状況

② 自主防災組織等との情報共有

- ・どんな支援が必要か、家族や親族等の支援が得られるかなど、情報を共有
- ・必要に応じて、地域包括支援センターやケアマネジャーと話し合い



避難行動要支援者名簿とは

(6) 名簿の管理など

- ・避難行動要支援者名簿は、避難支援のための取り組み以外で使用することはできません。
(災害対策基本法により、守秘義務が課されています。)
- ・名簿は年1回更新し、古くなった名簿はその都度回収します。
- ・市と避難支援等関係者との間で、協定を締結済み
(令和元年12月から3年間。)

(参考＝協定の内容)

- (1) 避難支援活動に関する事項
- (2) 名簿情報の提供に関する事項
- (3) 名簿情報の管理の報告等に関する事項
- (4) 名簿情報の保管に関する事項
- (5) 名簿情報の利用の制限に関する事項
- (6) 守秘義務に関する事項
- (7) 協定に違反した場合の措置に関する事項



名簿に関する条例の制定

(1) 本市の課題

平成26年から避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から自主防災組織や民生委員等に名簿情報を提供することにより、地域における避難支援等の体制の構築に努めている。

しかし、平常時の名簿情報の提供は、本人の同意が原則必要であるが、約4割しか同意の意思表示がなかった。

(2) 平常時における名簿情報の提供の促進

条例で特別の定めをすることにより、本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から提供できる。(災害対策基本法)



平成31年3月、金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定



名簿に関する条例の制定

(3) 名簿登載者の推移

- 平成31年4月 名簿対象者 38,937人
うち同意者・・・15,871人(同意率40.8%)

- 令和元年11月 名簿対象者 34,263人
(施設や病院に入所している方を除く)
うち同意者・・・28,020人(同意率81.8%)
 - (同意した方) 23,418人
 - (不同意の意思を示さなかった方) 4,602人

避難行動要支援者支援の流れ

①防災避難支援マップの作成



②地域支援者の決定



③個別避難支援計画の作成



④防災訓練の実施



⑤災害時の避難支援の実施

防災避難支援マップの作成

避難支援等関係者が参加し、町会単位などで(1)～(3)の作業を行う。

(1)地域の確認

防災避難支援マップの作成を通じて、以下の情報を集約します。

①地形的な特徴と危険箇所

- ・ハザードマップを参考に、浸水や土砂災害等のおそれがある区域
- ・町会等で定めた一時避難場所(公園、空き地など)
- ・指定避難所や災害種別ごとの指定避難場所(公園・広場)

②避難支援等関係者及び避難行動要支援者の住まい

防災避難支援マップの作成

(2) 防災避難支援マップの作成

より確実に避難誘導を行うため、危険箇所や安全な避難経路を把握

避難支援等関係者の中で話し合い、避難行動要支援者などの対象者を、支援区分別に色分けして表示

区分	色	対象者の目安
A	赤色	寝たきりなど自力での避難ができない方
B	黄色	杖などを利用することで自力避難できる方
C	青色	自力で避難ができる方



防災避難支援マップの作成

- ・避難支援等関係者と要支援者情報の共有化
関係構築ができた後は、その関係図を見える化しておくくと便利



防災避難支援マップの作成

(3) 避難支援等関係者間での避難行動要支援者の割り振り

防災避難支援マップを基に、避難行動要支援者宅をどの避難支援等関係者が担当するかを割り振ります。

担当となった避難支援等関係者は、まずは地域支援者決定までの調整を行います。

地域支援者の決定

(1) 地域支援者候補の選定

あらかじめ候補者となる方に了承を得ておきます。

(例)

- ・近隣の方
 - ・まちぐるみ福祉活動推進員
 - ・班長
- など

地域支援者の決定

(2) 意向確認と決定

避難行動要支援者宅を訪問するなどし、本人の意向を確認します。
意向があった場合は、連絡を取り、地域支援者となることについて
了承を得ます。

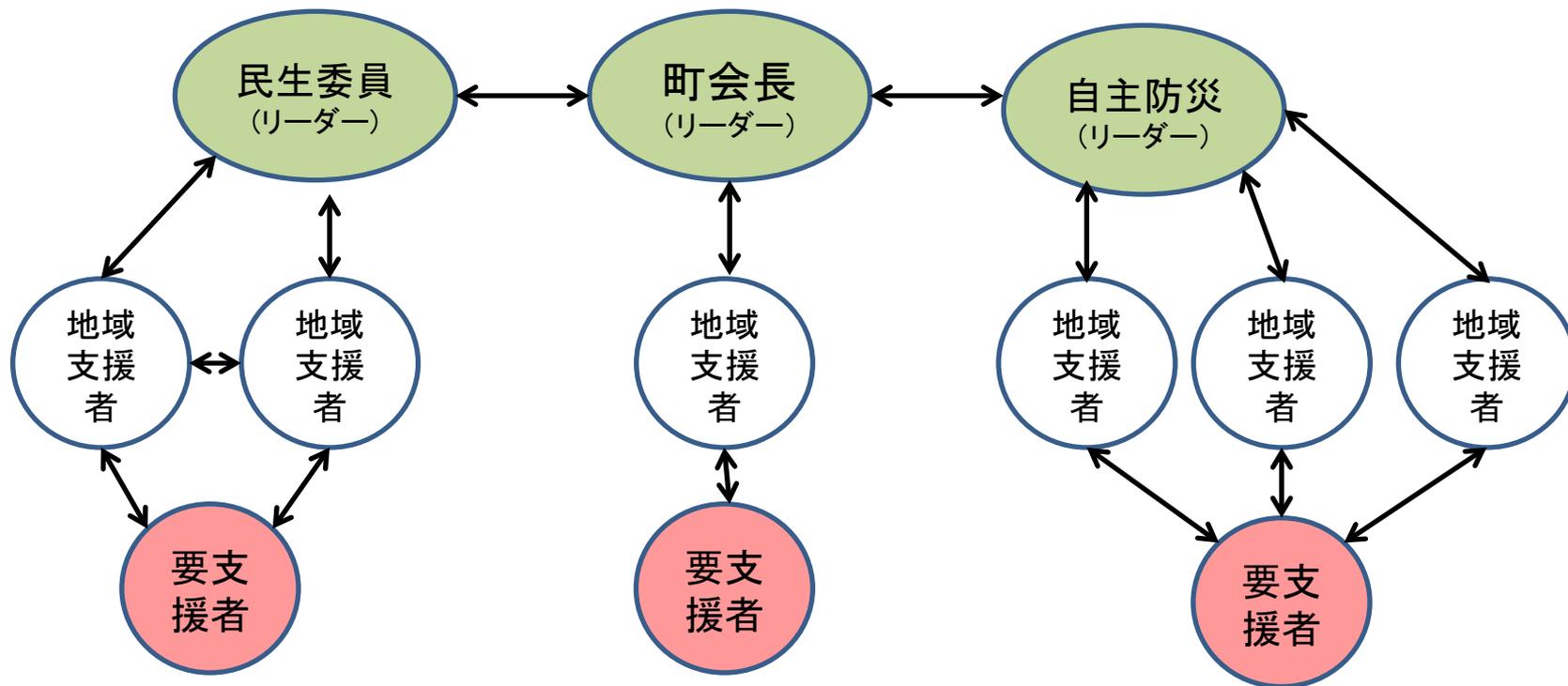
(地域支援者の決定後)

避難支援等関係者は、地域支援者をマップに追加



地域支援者の決定

<要支援者の避難体制の構築イメージ>





個別避難支援計画の作成

【避難行動要支援者自身に理解してもらいたいこと】

- ・行政や自主防災組織等の支援を待つだけでなく、自助による防災活動に努めること
- ・名簿に登載されていても、避難支援等関係者や地域支援者自身が被災したり、その他災害時の予期できない出来事によって、支援を受けられない場合があること
- ・災害時、支援を受けられない状況での避難もありえること
- ・災害時の避難支援には「日常の交流」が大切であること

個別避難支援計画の作成

(1) 訪問の準備

- ・事前案内の際に、資料1(ガイドブックP20)を活用可能
- ・ご家族が同居又は近居の場合は、訪問当日になるべく同席していただけるように調整
- ・資料2(ガイドブックP21)を参考に、聞き取り事項を整理
- ・資料3(ガイドブックP22、23)を参考に、個別避難支援計画の様式を準備し、わかっている情報を記入しておく

個別避難支援計画の作成

(2)聞き取り調査

避難行動要支援者宅を訪問し、どんな支援が必要か聞き取り

必要とする支援の内容が1人ひとり異なります。

- ・自力で避難できない
- ・災害情報を入手できない
- ・助けを呼ぶことができない など

やさしく、わかりやすく、丁寧を心掛けてください。

個別避難支援計画の作成

(3) 個別避難支援計画の作成

聞き取った内容を基に、避難支援等関係者が地域支援者と協力して作成

作成した内容を、要支援者本人に見てもらう

(留意点)

- ・本人や家族の意向を踏まえた内容になっているか
- ・地域の実情に応じて、具体的で実行可能な内容か
- ・名簿登載者の中には、必ずしも支援を必要としない方もいる

災害時の避難支援の実施

(1) 避難情報の伝達

○地域支援者等は、避難情報を積極的に入手し、要支援者へ
情報伝達

(例)情報入手先

- ・テレビ、ラジオ
- ・市ホームページ
- ・同報防災無線、広報車
- ・金沢ぼうさいドットコム
- ・かなざわ雨水情報
- ・自主防災組織等を通じた連絡網

災害時の避難支援の実施

(2) 避難誘導 ～避難が必要となった場合～

○地域支援者等は、個別避難支援計画に基づき、自主防災組織と連携して避難誘導を行う

※人手が足りないときは無理をせず、周囲に協力を求めること

○完了後、自主防災組織等へ報告

災害時の避難支援の実施

(2) 避難誘導 ～避難支援ができない場合～

- 支援が困難なとき、危険と判断されるときは、公的機関等へ救助要請を行う
- 自主防災組織等や地区支部が、地域支援者の支援が受けられない要支援者を把握した場合は、ほかの地域支援者等を派遣

災害時の避難支援の実施

(3) 安否確認

- ・地域支援者等は、名簿情報に基づき、要支援者の安否確認を行う。
- ・安否確認ができない場合は、地区支部へ報告するとともに、要支援者宅に確認員等を派遣し、安否確認を行う。
- ・安否確認の際、安否確認版を活用

災害時の避難支援の実施

＜避難誘導を円滑に行うためのポイント＞

○病状や障害特性に応じた避難誘導方法や移動手段、避難場所について、確認・検討しておくこと

○マップ等を活用し、要支援者の避難経路を検討しておくこと



まとめ

(1) 支援の基盤

- ・自助、共助、公助の三つの行動が、災害に対する重要な基盤
- ・災害支援の基本は、できることから

(2) 共助の形は様々

- ・地域資源の状況はさまざま(共助は地域の実情に左右される)
そのため、地域をよく知る人がリーダーとなって共助を形づくる
ことが必要
- ・共助が機能するには、地域合意が重要
→ 何よりも皆さんで話し合うこと、考える機会を
定期的に持つことが大切
- ・日頃のお付き合いの中から、どんどん必要と思われる方
を皆さんの輪の中に入れていきましょう

(3) 最初から100点を目指すのではなく、結果として100点を

令和元年度新任研修アンケートの質問・意見に対する回答
～先輩委員の体験談・具体的な活動例・新任委員へのアドバイス等～

発表：金沢市民生委員児童委員協議会理事
犀川地区民生委員児童委員協議会会長 稲葉 幸子 氏

(1) 自己紹介

(2) 具体的な活動例

(3) 活動の中で嬉しかったこと、やりがいを感じたこと等

(4) 活動の中で辛かったこと、悲しかったこと等

(5) 皆さんへのメッセージ